
足 利 市
新クリーンセンター整備・運営事業
実 施 方 針

令和4年8月

足 利 市

足利市新クリーンセンター整備・運営事業 実施方針

目 次

第1章 特定事業に関する事項	1
1 事業内容に関する事項	1
第2章 民間事業者の募集及び選定に関する事項	5
1 民間事業者の募集及び選定方法	5
2 民間事業者の募集及び選定の手順	5
3 入札参加者の備えるべき参加資格要件	7
4 審査及び選定に関する事項	11
第3章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	12
1 基本的考え方	12
2 予想されるリスクと責任分担	12
3 事業の実施状況のモニタリング	12
第4章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	13
1 公共施設等の立地に関する事項	13
2 施設の規模及び配置に関する事項	13
第5章 事業計画又は特定事業契約の解釈について疑義の生じた場合における措置に関する事項	14
第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	15
1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	15
2 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	15
3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	15
4 その他	15
第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	16
1 法制上及び税制上の支援に関する事項	16
2 財政上及び金融上の支援に関する事項	16
3 その他	16
第8章 その他事業の実施に関し必要な事項	17
1 議会の議決	17
2 情報提供	17
3 応募に伴う費用	17
4 実施方針に関する問合せ先	17

第1章 特定事業に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

足利市新クリーンセンター整備・運営事業

(2) 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

(3) 公共施設等の管理者等の名称

足利市長 早川 尚秀

(4) 事業地

足利市野田町地内

(5) 事業の目的

足利市（以下「本市」という。）では、足利市南部クリーンセンターにおいて、市内から排出されるごみの中間処理を行っているが、既存施設の老朽化により、足利市新クリーンセンターを整備するための計画を進めている。現在の足利市南部クリーンセンター隣接地において、本施設として、エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設、ストックヤード、管理・環境啓発施設、余熱体験施設等を整備する計画である。

本事業は、民間事業者の経営能力、技術力及び運営能力等を活用することにより、事業費の縮減、多様化する時代のニーズに対応するとともに、周辺環境に調和し、地域に親しまれ、住民から信頼されるごみ処理施設の整備・運営事業を実施することを目的とする。

(6) 事業の内容

① 施設の概要

施設名称	施設規模
エネルギー回収型廃棄物処理施設	152t/日
マテリアルリサイクル推進施設	28.5t/5h
ストックヤード	92.03 t (保管量)
管理・環境啓発施設	—
余熱体験施設	—

② 事業方式

本事業は、エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設（ストックヤード施設を含む）、管理・環境啓発施設（以下エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設（ストックヤード施設を含む）、管理・環境啓発施設をあわせて「一般廃棄物処理施設」という。）については、DBO（Design：設計、Build：建設、Operate：運営）方式により実施する。

本市は新クリーンセンターを所有し、落札者の構成員、協力企業及び特別目的会社（落札者の構成員の出資により、本事業の運営・維持管理業務の実施のみを目的として出資・設立される特別目的会社。以下「運営事業者」という。）を選定事業者として、新クリーンセンターの設計・建設業務及び新クリーンセンターの運営・維持管理業務に係る本事業を一括して行うもの

とする。詳細は「別紙1」を参照のこと。

なお、余熱体験施設の設計・建設業務は、一般廃棄物処理施設とあわせて実施するが、運営・維持管理業務については、一般廃棄物処理施設の運営・維持管理を行う特別目的会社とは別の余熱体験施設の運営・維持管理を行う事業者が実施することを基本とする。

また、足利市南部クリーンセンターの解体跡地の整備については、広場や緑地等としての利用を計画しており、その設計についても事業者が行うこととし、本市が整備した後の広場等の運営・維持管理については、余熱体験施設運営事業者が行うこととする。

本市は新クリーンセンターを30年間にわたって使用する予定であり、事業者は30年間の使用を前提として本事業を行うこととする。

③ 契約の形態

本市は、特定事業契約の締結に向け、本市、事業者双方の義務や協力すべき内容を規定した本事業に係る基本協定（以下「基本協定」という。）を落札者と締結する。

その後、本市は、事業者の本事業の設計・建設及び運営・維持管理を一括で委託するために、本事業に係る基本契約（以下「基本契約」という。）を締結する。また、本市は、基本契約に基づき、事業者のうち設計・建設を担当する者（以下「建設事業者」という。）と、本事業に係る建設工事請負契約（以下「建設工事請負契約」という。）を締結する。さらに、本市は、基本契約に基づき、一般廃棄物処理施設の運営・維持管理に関して一般廃棄物処理施設運営事業者と「一般廃棄物処理施設運営・維持管理業務委託契約」を、余熱体験施設（足利市南部クリーンセンター解体跡地に整備する広場等を含む）の運営・維持管理については、一般廃棄物処理施設とは別に、余熱体験施設運営事業者と「余熱体験施設運営・維持管理業務協定」を締結する（以下基本契約、建設工事請負契約、一般廃棄物処理施設運営・維持管理業務委託契約、余熱体験施設運営・維持管理業務協定を総称して「特定事業契約」という。）。

④ 事業期間等

事業期間等は、以下のとおりである。

事業期間：特定事業契約締結日から約24年3ヶ月間とする。

設計・建設期間：特定事業契約締結日から令和10年3月31日までとする。

運営・維持管理期間：令和10年4月1日から令和30年3月31日までとする。

⑤ 事業スケジュール（予定）

ア 実施方針の公表	令和4年8月
イ 特定事業の選定	令和4年12月上旬
ウ 入札公告	令和5年1月中旬
エ 提案書提出	令和5年6月
オ 落札者の決定	令和5年8月
カ 運営事業者の設立	落札者の決定後速やかに
キ 仮契約の締結	令和5年11月
ク 特定事業契約の締結	令和5年12月
ケ 設計・建設着手	令和6年1月
コ 竣工及び引渡し	令和10年3月31日
サ 供用開始	令和10年4月1日
シ 契約終了	令和30年3月31日

⑥ 本事業の対象となる業務範囲

事業者が行う主な業務範囲は次のとおりとする。なお、事業者は、事業期間を通じ、循環型社会形成推進交付金等の申請や行政手続等本市が実施する業務に対して協力する。

ア 事前業務

落札者は、決定後速やかに特別目的会社を設立する。

イ 設計・建設業務

- (ア) 建設事業者は、本市と締結する建設工事請負契約に基づき設計・建設業務を行う。また、本事業を行うために必要な許認可の取得を行う。
- (イ) 建設については、土木及び外構工事、建築物及び建築設備工事、機械設備工事、電気計装設備工事、配管工事及びその他の関連工事を行う。なお、本設計・建設業務は、本施設の建設工事期間中、既存施設（足利市南部クリーンセンター）の稼働に支障を及ぼさないよう配慮して実施する。
- (ウ) 工事範囲の詳細は、今後公表する入札説明書等に示す。
- (エ) 本施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分及びその他の関連業務、建築確認等の手続関連業務、本施設の試運転及び引渡性能試験を行う。

ウ 一般廃棄物処理施設の運営・維持管理業務

- (ア) 運営事業者は、本市と締結する運営・維持管理業務委託契約に基づき、一般廃棄物（燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、資源ごみ、有害ごみ）を受け入れ、要求水準書に規定する要求水準を満足する適正な処理を行う。なお、その際に、本事業の運営・維持管理業務として運転管理業務、維持管理業務、環境保全業務、有効利用業務、情報管理業務、防災管理業務、関連業務等を行う。
- (イ) 運営事業者は、一般廃棄物処理施設に直接搬入された一般廃棄物を計量し、規定に即した処理手数料の収受を代行するものとする。なお、処理手数料は、本市へ引き渡すものとする。
- (ウ) 運営事業者は、一般廃棄物処理施設で発生する熱エネルギー（温水又は蒸気）については、本施設（余熱体験施設等を含む）で有効利用を図るものとする。発電による電力は、本施設（余熱体験施設等を含む）で使用し、余剰電力については売電を行うものとする。売電収入については、本市の収入とする。
- (エ) 運営事業者は、一般廃棄物処理施設において回収される缶、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙類・布類、金属類等の資源物について、一般廃棄物処理施設内にて適切に保管・貯留し、本市が指定する搬出車両への積込作業までを行う。
- (オ) 運営事業者は、一般廃棄物処理施設を運転することにより発生した主灰、飛灰処理物、破碎不燃残渣、処理不適物等を一般廃棄物処理施設内にて保管・貯留し、本市が指定する搬出車両への積込作業までを行う。
- (カ) 運営事業者は、一般廃棄物処理施設の見学希望者等について、本市と連携し、適切な対応を行う。
- (キ) 運営事業者は、本市の行う周辺住民からの意見や苦情への対応に対して支援を行う。

エ 余熱体験施設の運営・維持管理業務

- (ア) 余熱体験施設運営事業者は、本市と締結する余熱体験施設運営・維持管理業務協定書に基づき、要求水準書に規定する要求水準を満足する適正な運営・維持管理を行う。
- (イ) 余熱体験施設運営事業者は、施設利用者から規定に即した利用料金の収受を代行するものとする。なお、必須施設の利用料金は本市の収入とするが、4年目以降、利用料金収入が運営対象年度から前3か年分の平均値を上回った場合は、上回った分の利用料金収入の7割5分を事業者の収入とする。なお、その一部は更なる集客を目指し、施設更

新費等に充てることとする。

(ウ) 事業者提案による水泳教室開催やスタジオ等でのサービス提供料、物販、飲食物の販売による利益は事業者の収入とする。

⑦ 本市が実施する業務範囲

本市が実施する主な業務は、次のとおりとする。

ア 用地の準備

本事業を実施するための用地は、本市が確保する。

イ 生活環境影響調査の実施

生活環境影響調査の手続きは、本市が実施する。

なお、事業者は、「生活環境影響調査」の内容を遵守すること。

ウ 一般廃棄物の搬入

一般廃棄物の搬入は、本市が行う。

エ 資源物の資源化

一般廃棄物処理施設から回収された缶、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙類・布類、金属類等の資源物の資源化は、本市が行う。資源物の売却収入は、本市の収入とし、再資源化費用が生じる場合は、本市の負担とする。

オ 主灰、飛灰処理物、破碎不燃残渣、処理不適物等の最終処分

一般廃棄物処理施設から回収された主灰、飛灰処理物、破碎不燃残渣、処理不適物の最終処分は、本市が行う。最終処分により生じる費用は、本市の負担とする。

カ 本事業のモニタリング

本市は、設計・建設業務及び運営・維持管理業務の各段階において実施状況の監視を行う。

キ 施設見学者への対応

本市は、行政視察、他団体視察等の対応を運営事業者と連携して行う。

ク その他

本市は、本事業に係る循環型社会形成推進交付金等の申請手続きを含む行政手続等の対応を行う。

⑧ 事業者の収入（本市からの支払分）

ア 設計・建設業務に係る対価

本市は、本事業の設計・建設業務に係る対価について、建設事業者に支払う。

イ 一般廃棄物処理施設の運営・維持管理業務に係る対価

本市は、一般廃棄物処理施設の運営・維持管理業務に係る対価について、固定費用、変動費用（廃棄物搬入量に応じて変動）の構成で、運営事業者に支払う。なお、物価変動に基づき年1回見直しのための確認を行い、必要に応じて改定を行う。固定費用、変動費用の詳細は、入札説明書に示す。

ウ 余熱体験施設の運営・維持管理業務に係る対価（指定管理料）

本市は、余熱体験施設の運営・維持管理業務に係る対価について、固定費用、変動費用（開館日数等に応じて変動）の構成で、指定管理料として余熱体験施設運営事業者に支払う。なお、物価変動に基づき年1回見直しのための確認を行い、必要に応じて改定を行う。固定費用、変動費用の詳細は、入札説明書に示す。

⑨ 法令等の遵守

本市及び事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等、必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

第2章 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 民間事業者の募集及び選定方法

本市は本事業への参加を希望する民間事業者を広く公募し、透明性及び公平性の確保に配慮しながら事業者を選定するものとする。事業者の選定にあたっては、総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令第167条の10の2）によるものとする。

2 民間事業者の募集及び選定の手順

(1) 民間事業者の募集・選定スケジュール（予定）

本事業における民間事業者の募集・選定スケジュール（予定）は次のとおりである。

時 期	内 容
令和4年8月30日（火）	実施方針の公表
令和4年8月30日（火）～9月12日（月）	実施方針に関する質問の受付
令和4年9月29日（木）	実施方針に関する質問の回答
令和4年12月上旬	特定事業の選定
令和5年1月中旬	入札公告
令和5年1月中旬	入札説明書等(入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書(案)、基本契約書(案)、建設工事請負契約書(案)、運営・維持管理業務委託契約書(案)、余熱体験施設運営・維持管理業務協定書(案))の公表
令和5年1月	入札説明書等に関する質問受付(第1回)
令和5年2月	入札説明書等に関する質問回答(第1回)
令和5年2月	参加表明書及び資格審査申請書類の受付
令和5年2月	資格審査結果の通知
令和5年3月	対面的対話の実施
令和5年3月	資格審査結果に関する説明要求の受付、回答
令和5年4月	入札説明書等に関する質問受付(第2回)
令和5年4月	入札説明書等に関する質問回答(第2回)
令和5年6月	入札書及び技術提案書の受付
令和5年8月	技術提案書類に関するヒアリング、審査、開札
令和5年8月～9月	審査結果通知及び結果の公表 落札者の決定及び公表
令和5年10月	基本協定締結
令和5年11月	特定事業契約仮契約締結
令和5年12月	特定事業契約締結

(2) 入札手続き等

① 実施方針に関する質問・意見の受付

実施方針に対する質問・意見を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

令和4年8月30日（火）から令和4年9月12日（月）午後5時まで

イ 提出方法等

(ア) 提出先：足利市 総合政策部 公共施設整備課

(イ) 提出方法：

実施方針に関する質問・意見書（様式第1号）に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出することとする。提出の際、電子メールの件名を「実施方針に関する質問」と記載する。なお、質問・意見書のデータはMS-Excel形式で作成することとする。

(ウ) 電子メールアドレス：shisetsu@city.ashikaga.lg.jp

(エ) 質問書を電子メールで提出した後、電話による着信確認を行うこと。

電話：0284-20-2267 足利市 総合政策部 公共施設整備課

ウ 回答方法

実施方針に関する質問への回答は、令和4年9月29日（木）に本市のホームページにて公表する。ただし、提出者名は公表しない。

② 入札公告及び入札説明書等の公表

本市は、本事業の実施方針に関する質問・意見を踏まえ、入札公告を行い、令和5年1月に民間事業者の募集を開始する。また、同日、入札説明書等を本市のホームページにて公表する。

③ 入札説明書等に関する質問の受付及び回答の公表

入札説明書等に記載された内容について質問回答を行う。なお、具体的な日程、方法等については入札説明書等に示す。

④ 参加資格申請書類の受付、審査結果の通知

本事業の応募者に、参加表明書、参加資格確認申請書等資格審査に必要な書類の提出を求める。なお、資格審査の結果は応募者に通知する。参加資格審査申請書類の提出方法・時期及び必要な書類等の詳細については、入札説明書に示す。

⑤ 対面的対話の実施

本市は、本事業に係る提案書の受付に先立ち、本事業の入札に参加する企業若しくは企業グループ（以下「入札参加者」という。）との対面的対話の実施を予定している。時期、実施場所、実施方法等の詳細については、入札説明書等に示す。

⑥ 入札書及び技術提案書の受付

本事業に関する入札書及び技術提案書を令和5年6月に受け付ける予定である。技術提案書の審査に当たり、入札参加者に対して個別にヒアリング等を行うことを予定している。入札書及び技術提案書の提出方法・時期及び提案に必要な書類等の詳細については、入札説明書等に示す。

⑦ 落札者の決定及び公表

入札書及び技術提案書については、足利市新クリーンセンター整備・運営事業者選定委員会において総合的に評価を行い、最優秀提案を選定する。これを踏まえて、本市は、事業者とな

るべき落札者を決定し、入札参加者に通知するとともに、本市のホームページにて公表する。

(3) 特定事業契約の締結

本市は、落札者との間で基本協定を締結し、特定事業契約内容の詳細について協議する。この協議に基づき、落札者は、会社法上の株式会社の形態により本事業を実施するための特別目的会社を設立し、本市は、建設工事請負契約を建設事業者と、一般廃棄物処理施設運営・維持管理業務委託契約を運営事業者と、余熱体験施設運営・維持管理業務協定を余熱体験施設運営事業者と、基本契約を落札者、運営事業者及び余熱体験施設運営事業者と締結する。

(4) 指定管理者の指定

本市は、余熱体験施設を地方自治法第 244 条の規定による公の施設とし、余熱体験施設の運営・維持管理業務を受託する者を地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定による指定管理者として業務委託期間にわたり指定する予定である。また、本市は公の施設である余熱体験施設の設置及びその管理について条例で定めるとともに、指定管理者に関する事項として指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を条例で定める予定である。

本市は、落札者の内、「余熱体験施設の運営・維持管理を行う者」として参加した者を、余熱体験施設の指定管理者の候補者として取り扱い、余熱体験施設に関する条例の制定にあわせ、指定管理者の指定に関する議会の議決を経て、余熱体験施設運営・維持管理業務協定を締結する。

3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

入札参加者の備えるべき参加資格要件は以下のとおりとする。その他本市が必要と認める入札参加者の構成等については、入札説明書において明記する。

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

- ① 入札参加者は、特別目的会社に出資する企業（以下「構成員」という。）と特別目的会社に出資しない企業（以下「協力企業」という。）で構成されるものとする。ただし、入札参加者は、構成員のみとすることも可能とする。なお、構成員及び協力企業（以下「構成企業」という。）は、ともに参加表明時に企業名を表明しなければならない。
- ② 設計・建設業務において、本市と建設工事請負契約を締結する者は、構成員とならなければならない。
- ③ 入札参加者には、本市内に本社または本店を有する企業を 3 者以上含めること。その内 3 者は建築一式工事において特定建設業の許可を受け、かつ、本市の最新の入札参加資格者名簿における建築一式工事の格付が A ランクである市内企業とすること。
- ④ 入札参加者の構成企業の企業数は任意とするが、構成企業は本事業の実施に関して各々適切な役割を担うものとする。
- ⑤ 入札参加者は、「本章 3 (2) ②本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件」の全ての要件を満たす 1 者を当該入札参加者を代表する「代表企業」として定めるものとする。代表企業は構成員とし、運営事業者の最大の出資者（出資割合 50% 超）になるものとする。なお、当該代表企業が入札手続き等を行うものとする。
- ⑥ 入札参加者は、設計・建設業務を請け負うに当たり、代表企業を含む複数の企業からなる特定建設工事共同企業体を組成することができる。この場合、特定建設工事共同企業体の代表者は「本章 3 (2) ②本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件」の全ての要件を満たす者でなくてはならない。
- ⑦ 参加表明書提出以降、入札参加者の構成企業の変更は原則として認めない。ただし、落札者

決定日までの間に特段の事情があると本市が認めた場合は、この限りではない。

- ⑧ 入札参加者の構成企業は、余熱体験施設の設計及び余熱体験施設運営事業者以外は、他の入札参加者の構成企業となることは認めない。なお、このことについて、参加表明書提出以降、本市がやむを得ない事情があると認めた場合の構成企業の変更及び入札参加資格を失った場合等により入札参加者から脱退した構成企業についても同様とする。
- ⑨ 余熱体験施設の設計及び余熱体験施設運営事業者については、複数のグループへの参加も可能とするが、この場合、余熱体験施設の設計及び余熱体験施設運営事業者は、参加グループ間の公平性に配慮しなければならない。
- ⑩ 入札参加者の構成企業のいずれかと、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 3 項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第 8 条第 5 項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。
- ⑪ 余熱体験施設の設計及び余熱体験施設運営事業者以外は、同一入札参加者が複数の提案を行うことは禁止する。

(2) 各業務を行う者の要件

入札参加者の構成企業は、本事業の設計・建設、運営・維持管理の各業務を行う者として、以下の①～④の各項の要件を満たす企業で構成すること。なお、各項の要件に示す実績は、入札公告の時点とし、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることが可能である。

① 本施設の建築物の設計・建設を行う者の要件

本施設の建築物の設計・建設を行う者は構成員又は協力企業とすること。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも 1 者は次の要件を全て満たすこと。

- ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- イ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- ウ 本施設の建築物の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。
- エ 構成員または協力企業は、本市の最新の入札参加資格者名簿に登録があること。また、本市内に本社または本店を有さない企業（市外企業）は、参加表明書の提出期限日において、本市の最新の入札参加資格申請時に提出した経営事項審査総合評定値通知書の建築一式工事の総合評定値が 1,000 点以上であること。
- オ ダイオキシン類の排出規制が強化された後、平成 14 年度以降に竣工し、地方公共団体発注の一般廃棄物を対象とした発電設備付の全連続燃焼式焼却施設の建築物に係る設計・建設工事の受注実績を有すること。

② 本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件

本施設のプラント設備の設計・建設を行う者は構成員又は協力企業とすること。ただし、エネルギー回収型廃棄物処理施設のプラント設備の設計・建設を行う者は構成員とし、本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも 1 者は次の要件を全て満たすこと。

- ア 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による清掃施設工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- イ 本施設のプラント設備の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。
- ウ プラント建設企業にあっては、参加表明書の提出期限日において、本市の最新の入札

参加資格申請時に提出した経営事項審査総合評定値通知書の清掃施設工事業の総合評定値が1,000点以上であること。

エ 以下のすべての要件を満たす地方公共団体発注の一般廃棄物処理施設の設計・建設工事の受注実績を元請として複数件有すること。ただし、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)は異なる施設の実績でも可とする。

(ア) 平成14年12月1日以降に稼働した、ストーカ式の発電設備付の全連続燃焼式焼却施設(130t/日以上、複数炉構成)。

(イ) PFI方式又はDBO方式にて発注された、(ア)の要件を満たす焼却施設の受注実績。

(ウ) 平成14年12月1日以降に稼働した、不燃ごみと粗大ごみの破碎処理施設。

(エ) 平成14年12月1日以降に稼働した、資源ごみのリサイクル施設。

③ 一般廃棄物処理施設の運営・維持管理を行う者の要件

運営事業者は、本事業の一般廃棄物処理施設の運営・維持管理業務の実施のみを目的として出資・設立される特別目的会社とすること。一般廃棄物処理施設の運営・維持管理を行う者は構成員とすること。

本事業の一般廃棄物処理施設の運営・維持管理を行う者は、次の要件を全て満たすこと。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たすこと。

ア 以下の要件を満たす地方公共団体発注の一般廃棄物処理施設の運営・維持管理業務実績を1年以上かつ複数件有すること。ただし、(ア)、(イ)及び(ウ)は異なる施設の実績でも可とする。

(ア) PFI方式またはDBO方式にて発注されたストーカ式の発電設備付の全連続燃焼式焼却施設(130t/日以上、複数炉構成)。

(イ) 不燃ごみ及び粗大ごみを処理対象物とする破碎処理施設。

(ウ) 資源ごみのリサイクル施設。

イ 廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、以下の要件を満たす地方公共団体発注の一般廃棄物処理施設の現場総括責任者としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者として運営開始後2年間以上配置できること。

(ア) ストーカ式の発電設備付の全連続燃焼式焼却施設(130t/日以上、複数炉構成)。

④ 余熱体験施設の運営・維持管理を行う者の要件

本事業の余熱体験施設の運営・維持管理を行う者は、次の要件を満たすこと。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は次の要件を満たすこと。

ア 入浴施設、健康温浴施設(25mプールを含むプール施設)及びトレーニング室を備える本事業の余熱体験施設の類似施設の運営・維持管理業務実績を1年以上有すること。

(3) 構成企業の制限

次に該当する者は、入札参加者となることはできない。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者。
- ② 本市の最新の入札参加資格者名簿(建設工事、建設工事関連業務)に登録されていない者。
- ③ 足利市競争入札参加者指名停止要領に基づく指名停止等の措置を受けている者。
- ④ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
- ⑤ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者。
- ⑥ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者。(更

生手続開始の決定を受けている者を除く。)

- ⑦ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者。（再生手続開始の決定がなされた場合を除く。）
- ⑧ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者。
- ⑨ 清算中の株式会社である民間事業者で、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始命令がなされた者。
- ⑩ 国税及び地方税を滞納している者。
- ⑪ 本市が本事業に係る発注支援業務を委託している者及びかかる者と当該発注支援業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、本実施方針において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

本事業に関し、本市が本事業に係る発注支援業務を委託している者及び提携関係にある者は以下のとおりである。

- ・ 株式会社エイト日本技術開発
- ・ 豊原総合法律事務所
- ・ 一般財団法人日本環境衛生センター

- ⑫ PFI 法第 9 条の各号の規定に該当する者

(4) 参加資格の確認

- ① 参加資格確認基準日は、参加資格審査申請書受付最終日とする。この場合において、各証明書類の有効期限は、参加資格確認基準日から起算して 3 か月以内とする。
- ② 参加資格確認基準日の翌日から入札提出書類提出日までの間に入札参加者の構成企業が参加資格を欠いた場合、当該入札参加者は、入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成企業が参加資格を欠いた場合で、当該入札参加者が、参加資格を欠いた構成企業に代わって参加資格を有する構成企業を補充し、本市が行う参加資格の確認により、参加資格を有することが認められたときは、入札に参加できるものとする。なお、この場合の補充する構成企業の参加資格に係る参加資格確認基準日は、当初の構成企業が参加資格を欠いた日とする。
- ③ 入札提出書類提出日の翌日から落札者決定日までの間に入札参加者の構成企業が参加資格要件を欠いた場合、本市は、当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成企業が参加資格を欠いた場合で、本市と協議の上、本市がやむを得ない事情であると判断したときは、この限りではない。
- ④ 落札者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成企業が参加資格を欠いた場合、本市は、落札者と特定事業契約を締結しない。この場合において、本市は、落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

(5) 特別目的会社の設立に関する要件

- ① 落札者の構成員は、特定事業契約の仮契約締結までに、特別目的会社を設立すること。特別目的会社は、会社法に規定される株式会社とし、本市内に本店を置くこと。なお、特別目的会社の本店所在地については、運営期間に限り、無償で本施設内に設置することを認めるものとする。
- ② 特別目的会社の目的は、本事業の運営・維持管理業務を実施することのみであること。
- ③ 特別目的会社への出資は落札者の構成員全員によるものとし、落札者の構成員以外の者の出

資は認めない。また、構成員のうち、代表企業の出資比率は50%を超えるものとし、代表企業の議決権保有割合は、設立時から事業期間を通じて50%を超えるものとする。

- ④ 全ての出資者は、特定事業契約が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

4 審査及び選定に関する事項

(1) 選定委員会の設置

入札提案書類の審査に当たっては、学識経験者、本市の職員で構成する、足利市新クリーンセンター整備・運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(2) 審査の手順及び方法

あらかじめ設定した「落札者決定基準」に従って、委員会において入札提案書類の審査を総合評価の方法により行い、落札候補者を選定する。総合評価は、入札参加者の提出した提案内容について、評価項目ごとに評価に応じた得点を付与し、得点の合計の最も高い者を落札候補者として選定する。本市は、委員会の審査結果に基づき、落札者を決定する。なお、落札者決定基準は入札公告時に公表する。

(3) 結果の公表

本市は、委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定し、その結果を速やかに公表する。

(4) 著作権

提出書類に含まれる著作物の著作権は入札参加者に帰属する。なお、公表、展示、その他本市がこの事業に関して必要と認める用途に用いる場合、入札参加者の承諾がある場合に限り、本市は、これを無償で使用できるものとする。また、契約に至らなかった入札参加者の提案については本事業の公表の目的以外には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

(5) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、運転維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った入札参加者が負うこととする。

第3章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、本市と事業者が適正にリスクを分担することで、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、施設の設計・建設の責任は原則として建設事業者（代表企業を含む）が、運営・維持管理の責任は、原則として運営事業者及び構成員が負うものとする。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本市が責任を負うものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び本市と事業者との責任分担の程度や具体的な内容については、入札説明書等で明示し、最終的には、特定事業契約で定める。

3 事業の実施状況のモニタリング

本市は、事業者が実施する施設の設計・建設及び運営・維持管理について、定期的にモニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、入札説明書で明示し、最終的には、特定事業契約で定める。

また、定期的なモニタリングの結果、事業者の提供する施設の設計・建設及び運営・維持管理に係るサービスが特定事業契約に定める水準に達していないと判断される場合は、本市は業務委託料の減額等を行うとともに、事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めることができる。

第4章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 公共施設等の立地に関する事項

- (1) 所在地 足利市野田町地内
- (2) 敷地面積（事業用地面積） 約 6.0ha（建設地 約 45,500m²）
- (3) 都市計画等事項
- | | |
|------------|---------------------------------------|
| ① 都市計画区域 | 都市計画区域内 |
| ② 区域区分 | 市街化調整区域 |
| ③ 用途地域 | 指定なし |
| ④ その他の都市施設 | 「ごみ焼却場」として都市計画決定済。 |
| ⑤ 防火地区 | 該当なし |
| ⑥ 高度地区 | 該当なし |
| ⑦ 建ぺい率 | 60%以内 |
| ⑧ 容積率 | 200%以内 |
| ⑨ 河川保全区域 | 敷地北側は渡良瀬川沿川で 20m 区間が河川保全区域。 |
| ⑩ 日影規制 | 5h-3h/4m |
| ⑪ 緑化面積率 | 20%以上（解体跡地を含んで達成すればよい） |
| ⑫ 下水道計画区域 | 区域外 |
| ⑬ 森林法 | 該当なし |
| ⑭ その他 | 「伝搬障害防止区域」に該当しない。
特別高圧線による上空規制がある。 |

2 施設の規模及び配置に関する事項

(1) 新設する施設

項 目		概 要
エネルギー回収型 廃棄物処理施設	施設規模	152t/日（76t/24h×2 炉）以上
	形式	ストーカ式焼却炉
	余熱利用計画	廃熱ボイラ設備による発電、場内利用及び園芸施設、余熱体験施設への熱供給
マテリアルリサイクル 推進施設	施設規模	28.5t/日（28.5t/5h）以上
	形式	破碎、選別、圧縮、梱包、保管等
ストックヤード	施設規模	92.03 t（保管量）以上
管理・環境啓発施設	施設構成	管理棟、環境啓発施設（研修室、展示スペース等）
余熱体験施設	施設構成	入浴施設、健康温浴施設（温水プール）、トレーニング室等

(2) 運営・維持管理業務対象施設

運営・維持管理業務対象施設は、(1)の施設を対象とする。ただし、余熱体験施設は、一般廃棄物処理施設の運営維持管理を行う特別目的会社とは別の運営事業者による運営・維持管理を可とする。

第5章 事業計画又は特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合、特定事業契約等の規定に基づいて、本市と事業者は、誠意をもって協議する。

また、特定事業契約に関する紛争については、宇都宮地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。ただし、建設請負契約に関する紛争は、栃木県建設工事紛争審査会のあっせん又は調停によりその解決を図る。

第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の提供するサービスが、特定事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができなかった場合は、本市は、特定事業契約を解除することができる。
- (2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、特定事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は特定事業契約を解除することができる。
- (3) (1) 及び (2) により本市が特定事業契約を解除した場合、事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

2 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は特定事業契約を解除することができる。
- (2) (1) により事業者が特定事業契約を解除した場合、本市は、事業者に生じた損害を賠償する。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他本市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、本市及び事業者は、特定事業契約を解除することができる。

4 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、特定事業契約に定める。

第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の支援に関する事項

現時点では、本事業に関して事業者への法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

現時点では、本事業に関して事業者への財政上及び金融上の支援等は想定していない。

3 その他

本市は、事業者に対し、補助及び出資等の支援は行わない。

第8章 その他事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

本市は、債務負担行為の設定及び特定事業契約の締結にあたって、あらかじめ本市議会の議決を経るものとする。

2 情報提供

本事業に係る情報提供は、適宜、本市のホームページを通じて行う。

3 応募に伴う費用

応募に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

4 実施方針に関する問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

担	当	課	:	足利市 総合政策部 公共施設整備課	
			:	〒326-8601 足利市本城3丁目2145	
T	E	L	:	0284 (20) 2267	
F	A	X	:	0284 (21) 1384	
電	子	メ	ール	:	shisetsu@city.ashikaga.lg.jp
ホ	ーム	ペ	ージ	:	https://www.city.ashikaga.tochigi.jp/page/shin-cc.html

足利市長 早川 尚秀 あて

実施方針に関する質問・意見書

「足利市新クリーンセンター整備・運営事業」の実施方針について、次のとおり質問・意見がありますので提出します。

質問・意見者	会社名	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	FAX	
	電子メール	

(1) 実施方針に関する質問

						総質問数	問
No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	
例1	1	第1章	1	(1)	事業の目的		

(2) 実施方針に対する意見

						総意見数	問
No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	
例1	1	第1章	1	(5)	事業の目的		

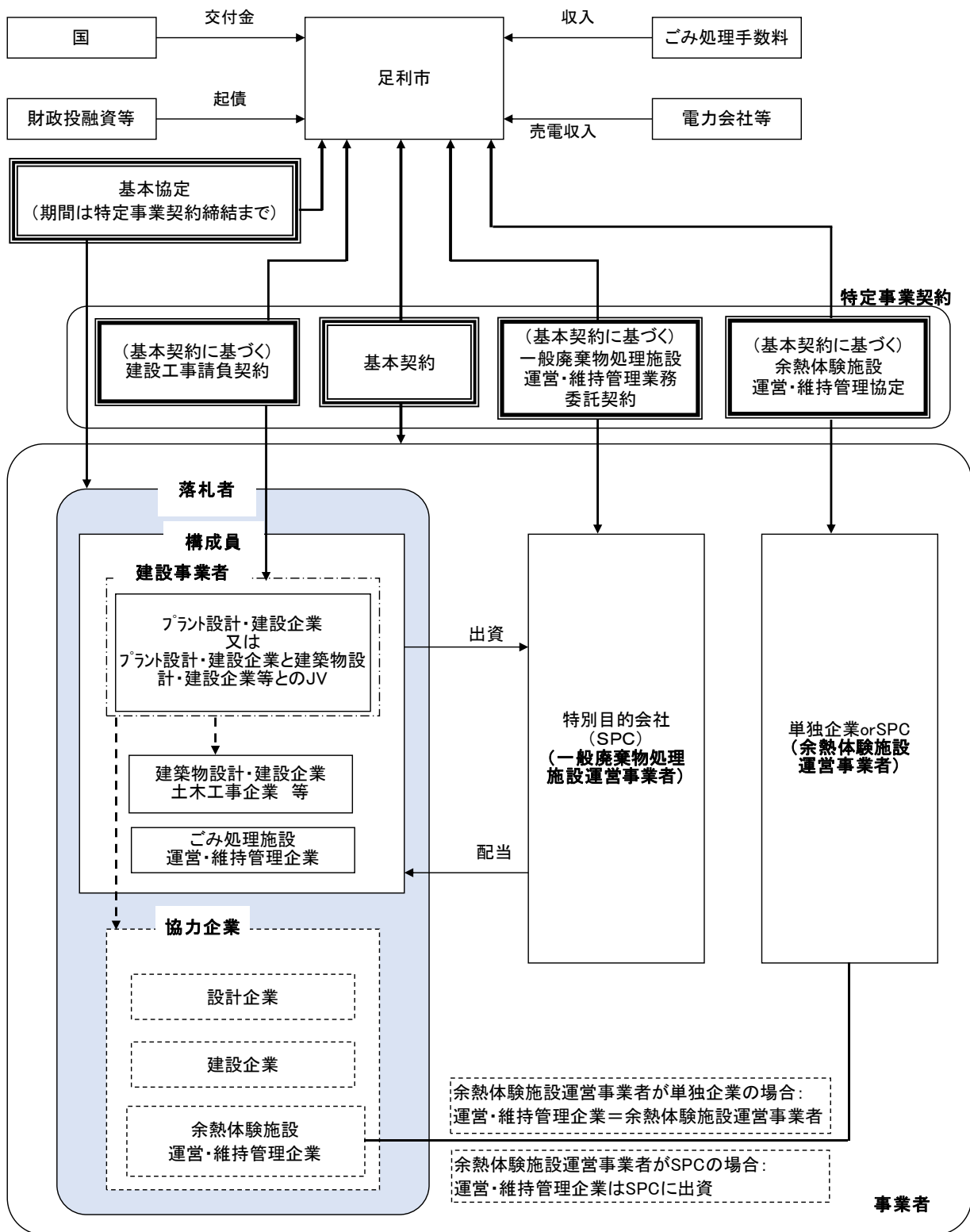
※1：質問・意見は、本様式1行につき1問とし、簡潔にまとめて記載すること。

※2：質問・意見数に応じて行数を増やし、「No」の欄に通し番号を記入すること。なお、「No」欄及び「頁」欄等英数字を記入する際は、半角で記入すること。

※3：本様式のMS-Excelデータは、本市ホームページにおいてダウンロードすることができる。

ホームページアドレス <https://www.city.ashikaga.tochigi.jp/page/shin-cc.html>

別紙1 本事業の事業スキーム (例)



別紙2 本事業のリスク分担（案）

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者	
			本市	事業者
共通	計画変更	事業計画の変更及び入札説明書等の誤りに関するもの	○	
	資金調達	事業の実施に必要な資金調達に関するもの	○	
		交付金の見込み違いによるもの	○	
		事業者の事由により予定していた交付金額が交付されないもの、又は交付金の交付が遅延し、事業の解除・遅延が発生するもの		○
		その他の事由により予定していた交付金額が交付されないもの、又は交付金の交付が遅延し、事業の解除・遅延が発生するリスク	○	
	契約締結	本市の事由により、事業者と契約が結べない、又は契約手続きに時間を要する場合 ^{注1}	○	
		事業者の事由により、本市と契約が結べない、又は契約手続きに時間を要する場合 ^{注1}		○
	政策変更	本市に関わる政策の変更（事業に直接的影響を及ぼすもの）	○	
	法令等変更 （税制変更を含む）	事業に直接影響を及ぼす法令等の新設・変更	○	
		上記以外の法令等の新設・変更		○
	許認可取得	本市が取得すべき許認可の遅延に関するもの	○	
		事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		○
	第三者賠償	施設の調査・工事・運営による騒音・振動・地盤沈下等による場合		○
		事業者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことによる損害の場合		○
	住民対応	事業内容等、事業そのものに関する住民反対運動、訴訟	○	
		事業者が行う調査・設計・工事・維持管理・運営に関わる住民反対運動、訴訟		○
	周辺環境の保全	事業者の業務に起因する環境の破壊		○
	債務不履行	本市による債務不履行	○	
		事業者による債務不履行		○
	事業破綻	事業者の財務に関するもの		○
土地の瑕疵	土壌・地下水汚染等、土地の瑕疵に関するもの	○		
物価変動	開業前の物価変動 ^{注2}		○	
	開業後の物価変動 ^{注2}	○	△	
技術革新による陳腐化	提案システムが供用開始までに技術的に陳腐化した場合	△	○	
	提案システムが供用中に技術的に陳腐化した場合	○	△	
不可抗力	天災・暴動等自然的又は人為的な事象のうち、通常の見可能な範囲を超えるもの ^{注3}	○	△	

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者	
			本市	事業者
計画設計	測量・調査	本市が実施した測量・調査に関するもの	○	
		事業者が実施した測量・調査に関するもの		○
	設計変更	本市の指示の不備、変更によるもの	○	
		事業者の判断の不備によるもの		○
	応募	提案書作成の費用負担		○
用地確保	当該事業用地の確保に関するもの	○		
建設	完工	本市に起因する工事遅延によるもの	○	
		事業者に起因する工事遅延によるもの		○
	建設費超過	本市の指示による工事費の増大	○	
		上記以外（ただし、不可抗力による場合は除く。）の工事費の増大		○
	施工管理（工事による一般的損害）	施工管理に関するもの、工事目的物・材料・他関連工事に関して生じた損害		○
	要求水準の未達	要求水準の未達（施工不良を含む。）		○
施設損傷	工事目的物や材料他、関連工事に関して生じた損害		○	
一般廃棄物処理施設運営	支払い遅延・不能	本市の支払い遅延・不能に関するもの	○	
	ごみ量変動	計画した廃棄物量が確保できない ^{注4}	○	△
	ごみ質変動	計画した廃棄物質が確保できない ^{注5}	○	△
	搬入管理	ごみの搬入管理において、事業者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことによる損害の場合		○
		上記以外	○	
	運営費上昇	本市の指示等による運営・維持管理費の増大	○	
		上記以外（ただし、不可抗力による場合は除く。）の要因による運営・維持管理費の増大（物価変動によるものは除く。）		○
	施設損傷	本市及び第三者に起因する事故及び火災等災害による施設の損傷（事業者の管理不備の場合を除く。）	○	
		事業者に起因する事故及び火災等災害等による施設の損傷		○
	要求水準の未達	要求水準の未達（施工不良を含む。）		○
余熱体験施設への熱供給	事業者の事由による余熱体験施設への熱供給の変動		○	
発電収入の変動	電力会社の売電単価変更による発電収入の変動	○		
	事業者の事由による売電収入の変動		○	
余熱体験施設運営	支払い遅延・不能	本市の支払い遅延・不能に関するもの	○	
	利用料金収入の減少	事業者の事由による利用者数の変動による収入の減少		○
		上記以外（不可抗力や社会情勢によるものなど）	○	
	サービス提供料金等の収入の変動	必須施設の利用料金を除く、教室開催などのサービス提供料金や物販などの収入の変動		○
運営費上昇	本市の指示等による運営・維持管理費の増大	○		
	上記以外（ただし、不可抗力による場合は除く。）の要因による運営・維持管理費の増大（物価変動によるものは除く。）		○	

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者	
			本市	事業者
余熱体験施設運営	施設損傷	本市及び第三者に起因する事故及び火災等災害による施設の損傷（事業者の管理不備の場合を除く。）	○	
		事業者に起因する事故及び火災等災害等による施設の損傷		○
	要求水準の未達	要求水準の未達		○
終了時	施設の健全性	事業期間満了時における要求水準の保持		○
	終了手続き	終了手続きに伴う諸費用の発生に関するもの、事業会社の清算手続きに伴う評価損益等		○

○：主分担 △：副分担（一定程度までは分担する）

- 注 1) 契約の当事者双方が、既に支出した金額をそれぞれ負担する。
- 注 2) 物価変動については、一定程度までの変動は事業者の負担であり、それ以上は本市が負担する。
- 注 3) 不可抗力における 1 事業年度における費用負担については、一定程度までは事業者が負担し、それ以上は本市が負担する。
- 注 4) 受入廃棄物の量の変動については、固定料金及び変動料金の 2 料金制を採用することにより対応する。
- 注 5) 受入廃棄物の質の変動については、計画ごみ質の範囲内では、合理的な理由がない限り、ごみ質の変動による業務委託料等の見直しは行わない。計画ごみ質に対して著しい変動があった場合には、本市、事業者の協議による。

※：本リスク分担表は、本事業における主なリスクに対する基本的な考え方を示すものであり、詳細については、入札公告時に各契約書（案）等において示す。